

指定除染等業務記録保存機関が指定されました

東日本大震災に伴う災害復興につきましては、全国から復興支援事業にあたっており、大分県内の事業場もその例外ではなく、東京電力福島第二原子力発電所の事故に由来した放射性物質により汚染された土壌等を県内の事業場が除染する作業を行っていることが想定される場所です。

当該除染作業は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(以下「除染電離則」という。)により、事業者は労働者の健康確保対策等を行うこととなっています。

除染電離則に規程する除染作業に従事した労働者については、除染等電離放射線健康診断の実施と当該健康診断の記録を30年保存についても定められていますが、その記録の保存について、事業場において5年間以上保存したものは、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すことができることになりました。

1 制度の概要

除染電離則による除染等業務を行う事業の事業者は、以下の記録については、30年間保存する必要がありますが、5年間保存した後、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡した時の保存を免除しています。

外部被ばく線量、内部被ばく線量の記録【除染電離則第6条第2項】

除染電離則 第6条第2項

事業者は、前条第5項から第7項までの規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる除染等業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを30年間保存しなければならない。ただし、当該記録を5年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

除染等電離放射線健康診断個人票(様式第2号)【除染電離則第21条】

除染電離則 第21条

事業者は、前条第1項の健康診断(法第66条第5項ただし書の場合において当該除染等業務従事者が受けた健康診断を含む。以下「除染等電離放射線健康診断」という。)の結果に基づき、除染等電離放射線健康診断個人票(様式第2号)を作成し、これを30年間保存しなければならない。ただし、当該記録を5年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

また、除染電離則第27条第1項及び第28条第1項において、事業者が事業を廃止しようとするときは、上記の記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すこととしています。

除染電離則 第27条第1項

第6条第2項の記録を作成し、保存する事業者は、事業を廃止しようとするときは、当該記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すものとする。

除染電離則 第28条第1項

除染等電離放射線健康診断個人票を作成し、保存する事業者は、事業を廃止しようとするときは、当該除染等電離放射線健康診断個人票を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すものとする。

この指定は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「登録省令」という。）第110条第1項により、記録の保存業務を行おうとする者の申請により行うこととなっており、今般、その指定を受けるために、財団法人放射線影響協会から指定の申請がなされ、登録省令第111条の指定基準等に適合することから、指定したものです。

登録省令 第110条第1項

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（以下「除染則」という。）第6条第2項、第21条、第27条第1項及び第28条第1項の指定（以下この章において単に「指定」という。）については、除染則第6条第2項の記録（以下この章において単に「記録」という。）及び除染則第21条の除染等電離放射線健康診断個人票（以下単に「除染等電離放射線健康診断個人票」という。）の保存に関する業務（以下この章において「記録保存業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

登録省令 第111条

厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、記録保存業務の実施の方法その他の事項が、記録保存業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- 二 経理的及び技術的な基礎が、記録保存業務の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 2 厚生労働大臣は、前条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
 - 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外のものであること。
 - 二 申請者が行う記録保存業務以外の業務により申請者が記録保存業務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 申請者が法又は法に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であること。
 - 四 申請者が第118条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
 - 五 申請者の役員のうち、第3号に該当する者があること。

2 指定除染等業務記録保存機関

指定除染等業務記録保存機関の名称等は、次に掲げるとおりです。

- (1) 名 称 財団法人放射線影響協会
- (2) 所 在 地 東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号
- (3) 問 合 せ 先 財団法人放射線影響協会 放射線従事者中央登録センター
- (4) 問合せ先の電話番号 03(5295)1790

3 業 務

指定除染等業務記録保存機関の主な業務は、次に掲げるとおりです。

- (1) 事業者から引き渡された記録について、有料で保存すること。
- (2) 事業者から引き渡された記録について、当該事業者又は当該記録に係る者からの照会及びその回答を行うこと。